

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会規則第9号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 808 770 1386"><thead><tr><th>規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>第7条の8</td><td>[略]</td><td>紫波総合高等学校、<u>岩谷堂農林高等学校</u>、千厩高等学校、大船渡東高等学校、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第7条の8	[略]	紫波総合高等学校、 <u>岩谷堂農林高等学校</u> 、千厩高等学校、大船渡東高等学校、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校	[略]			<p>(給与)</p> <p>第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 808 1457 1386"><thead><tr><th>規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>第7条の8</td><td>[略]</td><td>紫波総合高等学校、<u>岩谷堂高等学校</u>、千厩高等学校、大船渡東高等学校、<u>釜石商工高等学校</u>、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第7条の8	[略]	紫波総合高等学校、 <u>岩谷堂高等学校</u> 、千厩高等学校、大船渡東高等学校、 <u>釜石商工高等学校</u> 、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校	[略]		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
[略]																									
第7条の8	[略]	紫波総合高等学校、 <u>岩谷堂農林高等学校</u> 、千厩高等学校、大船渡東高等学校、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校																							
[略]																									
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
[略]																									
第7条の8	[略]	紫波総合高等学校、 <u>岩谷堂高等学校</u> 、千厩高等学校、大船渡東高等学校、 <u>釜石商工高等学校</u> 、遠野緑峰高等学校、久慈東高等学校、一戸高等学校、農業高等学校又は工業高等学校																							
[略]																									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																									

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。